

所得割の負担が軽くなります

(事業所得等) = 2年以内の土地の譲渡は課税が重く

昨年9月に改正された所得税法や地方税法をうけて、12月の定例町議会で町税条例が改正されました。今回の改正は、町民税の所得割の税率など、いわゆる所得課税の負担軽減が中心となっていますが、そのうちのおもな点をお知らせいたします。

1 町民税所得割の税率=63年度、64年度

改正前		63年度		64年度以降	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
20万円以下の金額	2.5%	60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%
20万円を超える金額	3%	60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%
45万円 "	4%	130万内 "	7%	130万円 "	7%
70万円 "	5%	260万円 "	8%	300万円 "	8%
95万円 "	6%	460万円 "	10%	450万円 "	10%
120万円 "	7%	950万円 "	11%	900万円 "	11%
220万円 "	8%	1,900万円 "	12%	2,000万円 "	12%
370万円 "	9%	(退職所得の分離課税に係る所得割については63.1.1以後の支払いから適用)		(退職所得の分離課税に係る所得割については64.1.1以後の支払いから適用)	
570万円 "	10%				
950万円 "	11%				
1,900万円 "	12%				
2,900万円 "	13%				
4,900万円 "	14%				

2 各種控除の引き上げ

63年度から

改正前改正後

基礎控除額	26万円	28万円
配偶者控除額	26万円	28万円
うち	老人控除対象配偶者	27万円 29万円
	同居特別障害者	34万円 36万円
扶養控除額	26万円	28万円
うち	老人扶養親族	27万円 29万円
	同居特別障害者	34万円 36万円
	同居老親等	31万円 33万円

3 配偶者特別控除が設けられました

63年度

特別控除額は14万円で、合計所得金額800万円以下の者の配偶者に適用されますが、配偶者に所得がある場合には、次のように調整されます。

(1)控除対象配偶者の場合

14万円からその控除対象配偶者の所得金額の33分の14に相当する額を減額

(2)控除対象配偶者になれない配偶者の場合

14万円からその配偶者の所得金額のうち33万円を超える部分の金額の33分の28に相当する額を減額

なお、配偶者が給与所得等以外の所得(いわゆる不労所得で、利子所得配当所得等)がある場合は、別途の調整を行います。

4 事業専従者控除のうち配偶者に係る

限度額の引き上げ 63年度から

白色申告者の事業専従者控除のうち、

配偶者に限って控除限度額を60万円に引き上げました。

5 老年者控除額の引き上げ

64年度から

申告者本人が65才以上の場合の老年者控除額を48万円に引き上げました。

6 医療費控除がかわります

64年度から

医療費控除のいわゆる足切り限度のうち、の定額基準が10万円に引き上がります。

7 超短期譲渡所得は、課税が重くなります(土地税制)

個人が昭和62年10月1日から昭和65年3月31日までの間に、その年の1月1日現在の所有期間が2年以下である土地等を譲渡した場合の事業所得、雑所得は、従来の重課より更に重くなりました。なお、租税特別措置法において長期・短期譲渡所得の区分がみなおされ、所有期間が5年を超えるものは長期譲渡所得とされました。

8 その他

老年者年金特別会除等に替え公的年金等控除が設けられます。64年度からたばこ消費税の特例措置の延長や、みなし法人税の特例の改正などが行なわれました。

また住民税において、一の納期のみで納める税額が3,600円未満となりました。

税に関するポスター・作文

銅賞・佳作に入選

毎年十一月十一日からの一週間は「税を知る週間」として各地で行事が行なわれます。

銚子税務署管内でも税に関するポスターと作文のコンクールが行なわれ、光中三年の鈴木修一君の作品がポスターで銅賞に、伊橋綾子さんの作品が作文で佳作に入賞しました。応募はポスターが七点、作文は二十五点ありましたが、いずれも

であったなんて、ビックリした。両親が話していたお互い様、という言葉の意味が少しずつわかってきたような気がする。健康で働ける大人は何らかの形で世の中へ協力しているのだ。健康を害し、働けなくなり入院しても、健康保険のおかげで安心していられる人が多いだろう。健康な時、きちんと納税の義務を果していればこそ困った時には助けてもらえるのだ。